



公正な競争推進のための モバイル通信事業者に対する義務づけ — 端末代金と通信料金の分離と期間拘束契約の規制 —

齋藤 雅弘 Saito Masahiro 弁護士

日弁連消費者問題対策委員会委員、国民生活センター客員講師のほか、一橋大学法科大学院、早稲田大学法科大学院・法学部、亜細亜大学法学部の非常勤講師（消費者法）、総務省「ICTサービス安心・安全研究会」「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」専門委員（～2022年6月）

モバイル通信市場の公正競争の確保

本連載第1回で紹介したとおり、電気通信サービスの苦情・相談の増加へ対処するため、2015年の電気通信事業法（以下、事業法^{また}又は法）改正により、説明義務の強化、書面交付義務や初期契約解除制度の導入など、消費者保護的な規定が拡充されました。他方、多くの苦情・相談の背景であった「2年縛り」などと呼ばれた携帯・スマホなどのモバイル通信サービスにおける期間拘束・自動更新付契約への対応や、電気通信事業者（以下、キャリア）が提供する販売奨励金を原資とする端末購入代金の補助、通信料金の割引等による顧客の囲い込みなどの^{いづ}歪な通信市場の是正に向けた法的対応は見送られ、キャリアの自主的対応に任せられました^{*1}。

しかし、その後もモバイル通信市場の不公正さや、歪な取引などに起因する通信契約の解約等を巡る消費生活相談の件数は、高止まりのまま推移しました。そのためモバイル通信サービス市場における競争制限的な行為の適正化を、キャリアの自主的な対応に任せていたのでは改善が期待できないことが明らかとなりました。

モバイル通信市場の競争制限的行為に対する規制等を目的とした2019年事業法改正

このような経緯と実情を踏まえ、2019年の事

業法改正では、既に本連載で取り上げた、①代理店等の媒介等業務受託者に対する届出制（法73条の2、3）、②キャリア^{およ}及び代理店等に対する氏名・名称及び勧誘目的を明示しない勧誘の禁止（法27条の2第2号）に加え、③モバイル通信事業者による利用者の利益保護に支障を生じるおそれのある競争制限的な取引行為（法27条の3）を事業法施行規則（以下、省令）で具体的に規定し、これを禁止する制度的対応を行う法改正がなされました。

具体的には、一定規模の移動電気通信事業者（MNO及び一部のMVNO）を対象として、端末代金と通信料金の完全分離を義務づけるもので、④通信端末の販売等の契約締結に際し、通信料金を端末の販売等契約を締結しない場合よりも有利にすることを禁止（法27条の3第2項1号）、⑤移動電気通信役務の継続利用及び端末の購入等を条件として行う、省令の定める利益の提供の禁止（省令22条の2の16第1項1・2号）、⑥移動電気通信役務の利用・端末購入等を条件とする場合の「利益の提供」の上限規制（同項2号柱書き・2号）、及び⑦解約制限・高額違約金等の不当な期間拘束の是正（省令22条の2の17）を内容としています^{*2}。

なお、2019年の事業法改正では固定系通信サービス取引における競争制限的な取引行為の規制は導入されませんでした。2022年7月の改正省令の施行により、固定系通信サービス

- *1 総務省は2015年5月20日に「利用者視点からのサービス検証タスクフォース」を立ち上げ、期間拘束・自動更新付契約（いわゆる「2年縛り」契約）を中心に利用者の視点から検証とその解決に向けた方向性についての検討を開始し、同年7月16日には「『期間拘束・自動更新付契約』に係る論点とその解決に向けた方向性」を示した。https://www.soumu.go.jp/main_content/000397048.pdf
しかし、結論としては「電気通信事業者が利用者との関係を十分意識し、自主的に自らのサービスの改善に取り組むことを強く期待する」ものにとどまった
- *2 この改正の概要については、総務省総合通信基盤局「電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備について」（2019年6月）https://www.soumu.go.jp/main_content/000628680.pdf 参照

も含めて解約制限に対する規制が導入されたことは、本連載第5回で解説したとおりです。

規制対象となる電気通信サービス

2019年事業法改正で導入された通信料金と端末代金の完全分離、及び契約期間拘束などいき過ぎた利用者の困り込みの是正の対象となる電気通信サービスと事業者(キャリア)は、総務省告示によって指定されています。

まず、対象となるサービスは、次の移動電気通信役務とされています(法27条の3第3項・令和元年告示166号1項)。

- ① 携帯電話サービス
- ② 全国提供の広帯域移動無線アクセス(BWA: Broadband Wireless Access)サービス

したがって、これらに該当しない移動電気通信役務(同告示2項)、具体的には地域BWAサービス、PHSサービス及び公衆無線LANサービスは対象となっていません。

また、上記の①と②に該当する電気通信サービスであっても、③卸電気通信役務、④固定して利用するモバイルルーター(SoftBank Airがその例)のように特定地点以外では利用制限があるもの、⑤法人に対して契約約款によらないで提供する役務、及び⑥通信モジュール向け通信サービスは除外されています。

規制対象となるキャリア

また、告示で指定される移動通信サービスの提供事業者であっても、すべてのキャリアが規制対象とはなっておらず、事業法が規制対象としている移動電気通信事業者は次のとおりです(令和4年告示321号)。

- ① MNO(Mobile Network Operator)
- ② MNOの親会社、子会社、兄弟会社及び3分の1を超える議決権を保有する等の実質的支配関係にある会社等の要件を満たすMNOの特定関連法人

③ MVNO(Mobile Virtual Network Operator)のうち移動電気通信役務の利用者数の割合が0.7%を超えるもの(②に該当するものを除く)

現在、事業法27条の3第2項の適用対象となっている事業者は、令和4年告示321号^{*3}で指定されている32社です。

通信料金と端末代金の完全分離

(1)完全分離の義務づけ

規制対象となるキャリアのモバイル通信サービスでは、通信料金と端末代金の完全分離が義務づけられています。具体的には、次の①及び②の取り扱いや契約締結が禁止されています^{*4}。

① 通信端末の販売等の契約締結に際し、通信料金を端末の販売等契約を締結しない場合よりも有利にすることを禁止(法27条の3第2項1号前段)

これは端末購入を条件とする通信料金の割引を禁止するものです。

② その他電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある利益の提供を約し、又は第三者に約させることの禁止(同号後段)

これは、端末の販売等に際しての一定の利益提供を禁止するものです。

(2)禁止される「利益」の内容

事業法が禁止する「利益」の内容は、省令22条の2の16が規定しており、次の「利益」の提供が禁止されます。

① 移動電気通信役務の継続利用及び端末の購入等を条件とするもの(省令22条の2の16第1項1号)

これは継続利用の場合に利益提供を禁止する趣旨です。

② 移動電気通信役務の提供契約の締結及び端末の購入等を条件とするもの(同項2号)

これは、新規契約の場合における利益提供の禁止を規定するものです。

これらの場合においては、移動電気通信役務

*3 https://www.soumu.go.jp/main_content/000837205.pdf

*4 総務省総合通信基盤局「電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン」(2019年11月22日)参照

の継続利用及び端末の購入等を条件として行う、次の①～④の「利益」の提供が禁止されます(省令22条の2の16第1項1号・2項)。

① 端末代金を対照価格(同条2項)より割引くこと(同条1項1号イ)

② 購入等端末を使用して提供される移動電気通信役務以外の役務(オプション等)の料金、財(商品)の購入等の代

金を減額したり、無償提供したりすること(青少年保護のフィルタリングサービスは除外)(同号ロ)

③ 中古市場における一般的下取り価格を超える対価を提供すること(同号ハ)

④ ①～③のほかの経済的利益を提供すること(同号ニ)

なお、この禁止規定で用いられている条項の文言の意味は、それぞれ表のとおりとされています。

(3) 移動電気通信役務の利用・端末購入等を条件とする場合の「利益の提供」の上限規制

事業法は、移動電気通信役務の利用・端末購入等を条件とする場合の「利益の提供」の上限を次のとおり規定しています(省令22条の2の16第1項2号柱書き・2項)。

① 移動電気通信役務の提供契約の締結及び端末の購入等を条件として行う省令22条の2の16第1項1号イ～ニ(前記(2)②の①～④)の利益の提供

② 新規の移動電気通信役務の提供契約の締結を条件とする①と同じ利益の提供

そして、前記①又は②の利益の額とこれらの利益を受けるのに必要な契約に関して約束したそれ以外の利益(オプション契約による利益)の額の合計が2万円(税抜)を超えるものが禁止されます。

なお、先行の同型機種がある場合には、次の計算式で算定された価格Aが2万円より低額の場合はAが上限額となります。

$$A = \text{端末価格} - \text{先行同型機種の下取価格}$$

表 禁止規定で用いられている用語の意味

※筆者作成

用語	意味
継続利用	移動電気通信役務を継続的に利用すること。違約金等(契約から一定期間内に変更・解除を行ったことで発生する違約金等の経済的負担)が発生する契約期間が1年以下でかつ同一条件での更新ができないもののみ、又は1年以下で違約金等のない契約のみの役務を提供している事業者との1年以下の契約は除く(省令22条の2の16第1項1号柱書き)
購入等	購入、賃借その他これらに類する行為(省令22条の2の16第1項1号柱書き)
対照価格	①電気通信事業者及びその販売受託者が販売する場合は、販売するものと同一機種について②複数価格がある場合は最高価格、③1つの価格のみの場合はその価格と当該端末の調達価格のうち高額のほう、②電気通信事業者以外が販売する場合は、②複数価格がある場合は最高価格、③1つの価格のみの場合はその価格(省令22条の2の16第2項)

また、「継続利用」の場合は、同項1号で対応するので、同項2号による上限規制の適用は除外されています。

(4) 通信役務の利用・端末購入等を条件とする場合の「利益の提供」の例外

利益の提供の上限金額((3)の①又は②)には、次のとおりの例外が認められています。

① 販売端末と同一機種の最終調達日から2年経過している場合は、販売した端末の対照価格の半額が上限となります(省令22条の2の16第1項2号イ(1))。

② 製造中止機種の場合の上限。

① 同一機種の最終調達日から1年経過している場合は販売した端末の対照価格の半額が上限となります(同号イ(2))。

② 同じく2年を経過している場合には、同様にその8割相当額が上限となります(同号イ(3))。

③ なお、次の①～③の場合は、利益提供は禁止されていません。

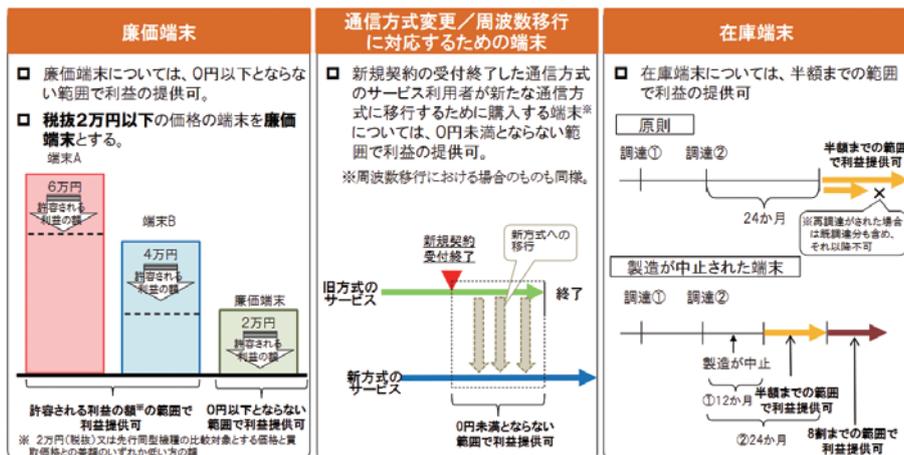
① 端末の対照価格が2万円以下の場合であって合計利益提供額が対照価格未満の場合(廉価販売の場合、同号ロ)。

② 新規契約の受付が終了した通信方式のサービス利用者が新たな通信方式に移行するために端末を購入する場合に受ける合計利益提供額がその端末の対照価格以下の場合(サービス終了による買換えの場合、同号ハ)。

③ 通信方式・周波数帯変更に伴って必要となる端末を購入する場合の合計利益提供額がその端末の対照価格以下の場合(同号ニ)。

この点は、次ページの☑を参照してください。

☑ 通信役務の利用・端末購入等を条件とする場合の「利益の提供」の例外



出典：総務省総合通信基盤局「電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備について」(2019年6月)

- ① 契約締結時に、契約期間満了時(更新後の期間満了を含む)に期間拘束付のまま契約更新するかどうかの選択が可能なこと(同号イ)
- ② ①の選択によらず、料金その他の提供条件が同一であること(同号ロ)
- ③ 契約期間満了時に、期間拘束付契約で更新するかどうかを利用者が改めて選択できること(同号ハ)

解約制限・高額違約金等の不当な期間拘束契約の是正

2019年の事業法改正では、利用者に対し、移動通信契約の解除・解約を行うことを不当に妨げることにより、キャリア間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして、総務省令で定める提供条件で契約することを禁止しました(法27条の3第2項2号)。

(1) 期間拘束に対する規制

期間拘束に対する規制では、次の禁止事項(契約解除を不当に妨げる料金・提供条件による契約締結の禁止)を規定しています。

- ① 違約金の定めのないものを除き、契約期間の上限を2年に制限(省令22条の2の17第1号)
- ② 1年を超える期間拘束(2年未満)又は更新可能な期間拘束の契約を締結する場合には、期間拘束のない契約も選択できるようにする義務(同条2号)
- ③ 期間拘束の有無による月額料金の差の上限を170円以内に制限(同条3号)
- ④ 違約金と特定経済的利益*5の合計の上限を1,000円に制限(同条4号)

(2) 自動更新契約に対する規制

次の条件のいずれか1つでも満たしていない自動更新付契約が禁止されます(同5号)。

- ④ 違約金なしに契約解除が可能な更新期間が少なくとも契約期間の最終月、その翌月及び翌々月の3カ月間設けられていること(同号ニ)

(3) 利益供与に対する規制

長期間契約における割引等の上限は、1カ月分(年額/12カ月)の料金(税抜き)に制限されました(同条6号)。

顧客囲い込みのための「SIMロック」とその解除ルール

従前の総務省「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」におけるSIMロック解除ルールでは、契約後100日間のSIMロック及びロック解除手数料の徴求を許容していましたが、2019年の改正事業法施行を前に、大手キャリアがこのSIMロック解除ルールを逆手に取って、端末代金の長期分割払いプランを用意し、一定の手数料を支払う契約をした顧客には、半額程度で端末の乗換プランを適用することで囲い込みを図る営業施策を表明しました。総務省は、この対応は、改正法の趣旨を損なうとして、2019年9月6日にガイドラインの再改訂を行いました(同年11月22日から適用)*6。その結果、分割払いの2カ月分前払い又はクレジット払い、口座振替等の場合は、無償で直ちにSIMロック解除をすることが必要とされました。

*5 期間内変更等を理由として受けることができないこととする経済的利益

*6 現在は、2022年12月13日最終改正版が公表されている。https://www.soumu.go.jp/main_content/000853135.pdf